

滋賀県人権施策推進審議会第13期第2回会議 概要

日時：令和8年2月5日（木）14:00～16:00

場所：滋賀県農業教育情報センター第4研修室

1 出席委員（五十音順、敬称略）

伊藤いつか、坂元茂樹、芝滝全弘、白石恵理子、杉山佐枝子、田村和宏、樽井弘志、
中江保子、沼井哲男、浜内信也、向井洋子

2 議題

令和8年度人権に関する県民意識調査について

3 議事

◎開会

◎理事（人権・同和担当）あいさつ

◎出席委員の確認

12名中11名出席

◎資料の確認

<審議事項>

議題 令和8年度人権に関する県民意識調査について

<資料1-1～1-7に基づき、事務局より説明>

① 令和8年度人権に関する県民意識調査の概要（案）について

委員

資料1-2の3. 調査方法の（4）回答方法について、外国人対象者へは「やさしい日本語」の調査票を送るとのことだが、例えばブラジル国籍の方が選ばれた場合、「やさしい日本語」とポルトガル語の調査票の両方を送るのか。

事務局（人権施策推進課）

外国人対象者の国籍はこちらでは把握できないことから、今回は「やさしい日本語」の調査票と翻訳した全ての言語の調査票を送っていた。今回についてどのようにするのか検討をしていきたいと考えている。

委員

外国籍の人であっても調査対象年齢は18歳以上であるため、生まれたときから日本で生活をしていて日本語の方がよく分かるという方がいると思う。このため、外国籍の対象者に対しても原本の日本語版の調査票を一緒に送ることをお願いしたい。

事務局（人権施策推進課）

御意見について、事務局で検討の上、次回に案をお示ししたい。

委員

性別欄について、多く選択肢を持つことは良いことだと思うが、そもそも性別欄は必要なのか。

事務局（人権施策推進課）

経年変化を追いたいという点と、男性、女性、それからLGBTなどの方で、それぞれ考え方や困り事が違うか、それらの傾向を調べたいため、個人が特定できない形で調査しているところ。

② 令和8年度調査票（案）について

委員

問6の子どもに関する設問について、例えば、身長が低いなどの外見によるいじめを問題と考える場合、該当する選択肢は、いじめに関することが書かれている1番の選択肢となるのか、もしくは11番の「その他」となるのか。また、制服について、女子はスカート、男子はズボンということが問題と考える場合はどの選択肢を選べば良いのか、そして、身体検査の際に男子も女子も裸になって受けることが、幼稚園や小学校の低学年では未だにあると思うが、このようなことが問題と考える場合はどの選択肢を選べば良いのか。今申し上げた3点のようなことも人権問題となるのではと考えている。

事務局（人権施策推進課）

最初に例示いただいた、外見によるいじめは、いじめについて書かれている1番の選択肢を選んでいただくことを想定している。また、2番目に提示いただいた、制服などの学校の

ルールが厳しいということについては、5番の「過度な校則などにより、子どもらしい暮らしや学校生活が妨げられること」を選んでいただくことを想定している。そして、最後の裸で身体検査を受けるということについては、どの選択肢も当てはまらないため、11番の「その他」を選んでいただくと考えている。御指摘のとおり、回答者が考えている問題がどこにあてはまるのか分からないということも想定できるため、選択肢についてより分かりやすい表現とするための御意見等があれば伺いたい。

委員

こうやって議論に参加している者であれば、選択肢の意図をイメージできるが、設問を初めて見る回答者の場合、同じ内容の人権問題でも、回答者によって選ぶ選択肢が違う恐れがあり、集計の際に困るのではないかと考えている。

事務局（人権施策推進課）

例えば、「その他」に問題とする内容が書かれていた場合には、集計の際にどの選択肢に入れるのか判断していきたいと考えている。また、ある程度は選択肢を選んでいただける方が集計上は分かりやすいと考えている。

委員

問6の子どもに関する問いについて、選択肢の2番と4番は、子どもに対する暴力を家庭で起きる場合と、学校などで起きる場合とで切り分けたものであることから、両方の選択肢は近づけた方が良いと思う。

また、子どもに対する性暴力が学校、保育、家庭など、様々な場所で起こり、大きな社会問題となっていることから、選択肢の2番と4番に性暴力、性的虐待といった文言があっても良いのではないかと考えている。

そして、選択肢の3番については、前回の素案では、進路や就職について大人が子どもの意見を無視するといったものであったが、今回の案では「大人が子どもの意見を尊重しないこと」に変わっており、聞きたいことが広くなり過ぎたように見受けられる。このため、選択肢3の内容を選択肢の5番に近づけて家庭のことを意識し「過度な教育方針により、子どもらしい暮らしや家庭生活が妨げられること」というように変えてはどうか。もしくは、例えば「過度な教育方針（学校、家庭）により、子どもらしい暮らしが妨げられること」というように選択肢を一つにまとめても良いかと考えている。また、「教育方針」という言葉は分かりづらいと思われるため、「慣習」や「厳しいルール」などに言い換え、より分かりやすくしても良いと考えている。いずれにしても、回答する人が、選択肢を見て具体的な場面が想像できる方が、集計した結果はより意味のあるものになると考えている。

最後に、選択肢の3番で「大人が子どもの意見を尊重しないこと」という文言が提示されたことは非常に意味のあることだと考えており、子どもの権利条約第12条に意見表明権と

いうものがあり、こういった選択肢が出てきたということで、県自体が変わってきていると、私自身は嬉しく感じたため、この選択肢の文言を残して欲しいとも思うが、やはり回答者がイメージしづらいため、「子どもの権利条約」の条文に即して、選択肢の3番の文言を「大人が子どもに意見を表明する機会を与えないこと」とするか、または「大人が子どもの意見を聞こうとしないこと」としてみてはどうか。

会長

最後の提案については、「こども基本法」が「子どもの権利条約」の国内実施法の性格を超えており、「子どもの権利条約」は第12条で意見表明権までしか書かれていないが、「こども基本法」ではそれを尊重することが明確に書かれている。今回の「大人が子どもの意見を尊重しないこと」という表現は「こども基本法」に沿った今までにないものであるため、直す必要はないと考えられる。また、意識調査というものは、単に県民の意識を調査するだけではなく、啓発の意味合いもあると考える。

事務局（人権施策推進課）

いただいた意見は、大変参考となるものだが、どのように選択肢を直すのかをこの場ですぐにお答えすることは難しいため、委員の皆様のご意見を伺ったうえで次回の会議でお答えしたい。子どもの意見表明権についてお話いただいたが、まさにそのことを考慮して、今回新しい選択肢の内容を提示させていただいた。前回提示した選択肢では「大人が子どもの意見を無視すること」としていたが、他にも、喋ることができない、口に出すことが難しい子どもの意見を大人が拾い上げることも大切であり、単なる意見表明以外もあることを「大人が子どもの意見を尊重しないこと」という広い表現で含ませることを意図している。一方で委員からご指摘いただいたように、場面が想像できるような選択肢でなければ、回答者が選びづらいという点もあるため、事務局で検討の上、次回に案をお示ししたい。

委員

問3の人権分野に関する問いについて、選択肢の14番に「ハラスメント」とあるが、ハラスメントは全ての人権分野に関わるものであり、このように選択肢とする場合、「職場におけるハラスメント」または「ハラスメント（パワハラ）」というように分野立てすることが一般的だと考えられる。このため、ある程度限定した範囲で提示してはどうか。

また、選択肢の20番に「ビジネスと人権」とあるが、注釈で『『ビジネスと人権』とは、企業活動の中で』との説明となっているが、主語がなく分かりづらいため、『『ビジネスと人権』とは、企業がその事業活動の中で』というように表現を改めてはどうか。

事務局（人権施策推進課）

1点目の「ハラスメント」については、御指摘のとおり広義に捉えるか、狭義に捉えるか

は検討すべき点であり、「嫌がらせ」との意味で捉えれば多くの要素が入るため、法で制約されているパワハラ、セクハラを括弧書きで加えても良いと考えている。「ハラスメント」をどこまで広く捉えるかは以前の審議会でも議論があったところだが、マタハラからアカハラ、さらにはオワハラといったものもある中で、回答者が具体的なものがイメージできるような選択肢を持ち帰って検討し、次回に案をお示ししたい。

2点目の「ビジネスと人権」の注釈については、用語を精査した上で改めることとしたい。

会長

ビジネスと人権に関する国連指導原則は「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」という3つの柱から成っており、主語を企業にだけ限ると国の部分が抜けてしまう。救済へのアクセスについては、国によるものは司法的救済と非司法的救済とがあるが、日本は国内人権機関がないため、国内人権機関に訴えることができないことから、非司法的救済については日本の国内行動計画では「企業に期待する」という表現となっている。しかしながら、中小企業はどうするのかという視点が抜け落ちてしまっている。国内行動計画については、2025年までの計画のため、第二次計画がもうすぐ示される予定である。

しかしながら「ビジネスと人権」という用語は一般の人には馴染みのないものであるため、何らかの形で説明が必要だと考えているので、委員の意見を踏まえて検討をして欲しい。

委員

問8の障害のある人に関する問いについて、子どものところであった意思表示、意見表明、自己決定を障害者本人がするというのを大事にするという世の中の流れとなっているため、これらを大事にしないことという選択肢を設けるべきだと考えている。問8の選択肢では、1番で認識が足りないという表し方になっているほか、8番では、判断能力がない人に対していきなり財産管理という話になっている。日常の会話も含めて本人の話聞く、代弁するということが必要となっているため、そういった関わり方をしないという観点の選択肢を入れる必要があるのではないか。書きぶりは子どものものに合わせても良いかと思うが、障害者本人を尊重するという考えは掲げておくべきだと考えている。

会長

委員の指摘に関係するが、「認識」という問題で済むのか。旧優生保護法が違憲であるという最高裁判決があり、それを受けて岸田元総理から4項目指示が出され、それを踏まえて「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が作られた。その中では「障害の社会モデル」を導入することが基本となっている。

選択肢の6番「様々な建物や製品が、障害のある人に利用しやすいようにつくられていないこと」というのは、スロープやエレベーターがないことで、また9番目のアパートについ

での選択肢も同様である。「障害の社会モデル」ということで障害のある人に問題があるのではなく、障害のある人が障害のない人と同じように活動できない障壁が社会の中にあることが問題だということである。意識調査は啓発という側面もあるため、選択肢に「障害の社会モデル」の観点を入れることを検討して欲しい。

委員

問8の障害のある人に関する問いの選択肢の4番にある「障害に応じた教育環境」という表現も微妙であると思うので、例えば、「合理的配慮」あるいは「障害のある人への教育環境」といった表現に変えてはどうか。

また、高齢者と障害者の両方に関わることだが、問7の高齢者に関する問いの選択肢の5番にある「建物」や「製品」に加えて「交通」の観点を入れて欲しい。交通については非常に大きな問題となっており、それにより参加ができないといったこともあることから、選択肢の中に一言入れて欲しいと思う。

続いて質問だが、「カスハラ」は人権分野としては「ビジネスと人権」に該当するのか。「ビジネスと人権」の注釈を見る限りでは、カスハラはビジネスと人権に当てはまるように見える。

会長

カスタマーハラスメントであるため、ビジネスと人権ではなく、「ハラスメント」に該当する。

また、委員から指摘のあった「障害に応じた教育環境が十分でないこと」という設問は、支援学校の充実を述べているような印象を与える。県としてどこまで踏み込めるのかという問題があるため、すぐに「インクルーシブ教育」という表現にした方が良いとは言えない。

障害のある方の話を伺うと、インクルーシブ教育では、クラスの中に障害のある子がいることで、「障害のあるこの子には、こういったサポートが必要なんだ」と感じる事ができるのだが、実際はそういった機会がなかなかないため、十分な配慮ができていない現状があるということであった。

見過ごしがちだが、日本の人口比でいえば9.3%つまり11人に1人が障害のある人であり、学校のクラスが33人とすると、そのうちの3人が障害のある子であるということが日本の現状である。このように障害のある人は身近な存在であるのだが、学校の現場では身近ではないことから、障害のある人を身近な存在と考えないような制度やシステムになってしまっている。障害のある人に対して建設的に対話をし、障害特性に応じてどういった困りごとがあるかということをしかりと把握できる人間を育てることが必要であるが実際は中々難しいことである。

委員の意見を踏まえて、選択肢の表現をどう変えるか検討をして欲しい。

事務局（人権施策推進課）

行政的な「応じた」という表現が分かりにくいということで、「応じた」とすると求める側と応じる側がいることとなり、どこまで誰が応じるのかという話ともなるため、例えば「障害のある人のための教育」とのように、対立軸でものを考えない、社会モデル的に考えられるような選択肢としたいと思うので、事務局で検討の上、次回に案をお示ししたい。

委員

先ほど委員から、問8の障害のある人に関する問いについて、障害のある人の意見や行動についてもという意見があった。問7の高齢者に関する問いの8番の選択肢にも「高齢者の意見や行動を尊重しないこと」とあるので、問8についてもこのような選択肢を設けたら良いと考える。

また、問6の子どもに関する問いで、家庭生活と学校生活とで分けて選択肢を設けているところについては、集計上分ける必要があるのか検討を行い、必要がないのであれば1つに集約してはどうか。

事務局（人権施策推進課）

意見表明や行動の尊重については、全ての人権分野について考えていく必要がある。また、家庭生活と学校生活とで分ける必要性については、教育委員会と調整のうえ、そのこと自体を問題とするのか、それともどこで起こっているかを問題とするのかについて検討を行い、次回に案をお示ししたい。

委員

調査票の体裁について伺いたい。

表紙に「18歳以上の方3,000名を無作為に選び」とあるが、年齢や性別を案分したうえで行っているのであれば、無作為とは言えないのではないか。

事務局（人権施策推進課）

前回調査と同様に、男女、年齢についてはばらつきが出る恐れがあることから人数比に基づき配分を行い、そのうえで対象者を無作為に抽出することとしてる。表紙の記載では、確かに正確ではないが、どこまで細かく記載するのかということで、この書き方としている。

委員

「無作為」のみの記載であるとそのままのとおり受け取られるため、書き方については親切なほうが良いのではと思う。

続いて、表紙に「点字の調査票も用意しておりますので、必要な方はお手数ですが下記の問い合わせまでご連絡ください」と記載があるが、視覚障害者の方がこの調査票を手に取り

れた際にご家族や支援者がいなければ、何のことか分からずアクセスすることができない。この書き方となっている事情は理解するが、もう少し配慮があっても良いのではないか。

事務局（人権施策推進課）

点字の調査票を用意していると記載しているものの、その記載自体が点字ではないことから視覚障害者の方には分からないという根本的な問題であるが、こちらとしては、郵便物全てに点字が表記されているわけではないことから、同居の方、介護をされる方あるいはご近所の方が見つないだうえで点字での対応になると考えている。調査対象者のうちの方々が視覚障害者であるかをこちらで把握することはできない。人権に関することであり、コストによる判断はしたくないが、限られた予算の中で実施するために、今のところ周りで支えていただいている方がサポートすることを前提とした対応としている。何か良い方法を教えていただけるとありがたい。

委員

次はリクエストだが、調査に答えた人が実際に困っている場合に、調査票の回答だけで終わらせるのではなく、調査票の最後に相談窓口の案内を載せるなどすれば、より県の姿勢が回答者に伝わるのではないか。

事務局（人権施策推進課）

委員の皆様にご意見をいただきたいところだが、県では人権相談に関する公的な機関を中心とする55の団体からなる「人権相談ネットワーク」というネットワークを作っており、それぞれの人権分野に関する相談窓口があることから、調査の機会にそれらを周知したいという思いもあるものの、それを行うと、啓発物の送付なのか調査依頼なのかということで、調査であるという焦点がぼけてしまうことを危惧している。このことについては、事務局で検討の上、次回に案をお示ししたい。

委員

続いては設問についてだが、「人権侵害を受けた経験」と「人権侵害を見聞きした経験」を問う設問のうち、後者を削除するとのことであったが、人権侵害を受けた経験は無くとも、人権侵害を見聞きした経験がある人もいると考えられ、見聞きした経験を問うことにも意味があるのではないか。

事務局（人権施策推進課）

差別はあるものとしてどう対応していくのか、という考えを前提としており、差別を受けた経験がないという回答があったことをもって差別はないといった短絡的な判断はしないものと考えている。また、見聞きした経験に関する設問については、実際に見たのか、テレ

ビで見たのかという回答の揺れが想定され、意識調査としてこちらが求めるものにならない恐れがあることも削除した理由の一つである。

委員

同じく設問について、複数の設問の選択肢に「わからない」とあるが、この選択肢は必要なのか。質問の内容にもよるが、調査に答える人にわからないという方はいるのか。

事務局（人権施策推進課）

受託事業者や統計を所管する課とも相談したいと考えているが、国や他府県の調査を見比べると「わからない」という選択肢を設けているところが多い。また、「YES」か「NO」か回答が二分できるのが理想であると思うが、それでは答えられないという方がおられるため、選択肢として必要ではないかと考えている。

委員

調査票について2点ある。

1点目は、調査概要（案）で「回答率向上のため、必要最低限の質問とする」という旨の説明があった中で、フェイスシートの年齢の分けはこれで良いのか。もっと単純な分布でも良いと思うのだがどうか。

2点目は、問22の住宅を選ぶ際の考え方についての問いについて、これまでの「近隣に同和地区がある物件を避けること」という表記が中立的ではないことから「近隣に同和地区がある物件か考慮すること」に変更されているが、同和地区に対する人や土地の忌避に起因する結婚、就職、そして最近では土地の購入の際に気にするという事例があり、最近では就職と結婚に関しては意識の向上によりほとんど無くなっているものの、大きな決断である住宅の購入の際に同和地区かどうか問い合わせが行われる案件はいまだにある。このため、「考慮する」に変えてしまうと、選択肢のニュアンスが大きく変わってしまい、この物事に対する考え方自体も変化するのではないかと、また、経年的な要素を見ていく中でこのように言葉を変えることは非常にセンシティブな問題であるため、十分議論をして欲しい。

3点目は、非常に細かいところであるが、問23の項目キについて、「ビデオ」から「DVD」に変えるということで、今更のように思う。もう少し検討をして欲しい。

事務局（人権施策推進課）

1点目について、年齢区分については前回に倣う形としていたが、御意見を踏まえて見直しても良いと考えている。現在5歳ごとに区切っているのは、過去の審議会において、この調査が5年ごとに行われているため、それに合わせて5歳区切りにした方が良いのではないかと委員の御意見を踏まえたものである。一方で他府県や国の例を見ると、10歳刻みであることが多い。例えば国の（部落差別解消推進法に基づく）6条調査では調査票は5

歳刻みであるが集計結果は 10 歳刻みで分析している。また、県の県政世論調査では 15 歳刻みとなっていることから、この年齢の区切り方については、委員の皆様の御意見を伺いたい。

2 点目については、前回会議での『避ける』という表現は中立的ではないことから、例えば『考慮する』に変えてみてはどうか」という御指摘を受けたことを受け、統計に関する資料や書籍を確認したところ、どちらか一方的に「思うか」、「思わないか」を聞くのは適切でなく、両方の選択肢を聞かなければどちらかに引っ張られるとされていた。このことから、これまでの「避ける」という表現も「避けること」を前提に聞いている質問となってしまうと考えられたため、今回の修正を行ったところである。しかしながら、ただ今の委員からの御意見のとおり、「避ける」から「考慮する」に変えると設問のニュアンスが大きく変わってしまうため、もう少し表現については検討が必要だと考えている。例えば他府県では「気にする、気にしない」が使われている事例があるため、他調査について研究し、ニュアンスを考慮した設問の表現について次回に案をお示ししたい。

3 点目については、ビデオという言葉が若い職員に伝わらなかったことから今回変更したものであるが、昨今ではアナログではなく動画配信が中心となっているため、表現については改めて検討を行いたい。

委員

問 14 のインターネット上の人権侵害に関する問いの選択肢の 5 番で「捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真などが掲載されること」となっているが、未成年者に限らず、問題となる場面はあると考えられるため、対象を未成年者に限るのか、それとも「人」として制限しないのか検討して欲しい。

続いて、問 18(2)の部落差別がいまだにある原因に関する問いの選択肢の 2 番に「落書き」とあるが、これはまさに一般的な意味での落書きと捉えれば良いのか。

最後に、問 22 の住宅を選ぶ際の考え方に関する問いの設問文について、「あなた」という言葉が 2 回出てきているため、どちらか一方を削除しても良いのではないのか。

事務局（人権施策推進課）

1 点目については、この設問は子どもの人権に係るものではないため、御指摘を受けて「個人の」とするなど修正を行いたい。

2 点目については、この「落書き」とは公衆トイレの壁に書かれているなど、現実的なものを想定している。

3 点目については、御指摘のとおりであるため文言の修正を行いたい。

委員

問 11 の新たな感染症に関する問いについて、前回調査ではコロナ禍の真ただ中であっ

たが、現在は5類感染症に分類されていることから、まだこの設問を設ける必要があるのかというように思われる。また、この設問は感染症に関して問うことを目的としたものであると考えられるが、問10に感染症に関する設問があることから、回答者の負担を軽減するためにもこの問11は削除してもよいのではないか。

続いて、問22の住宅を選ぶ際の考え方に関する問いの設問について、1～4の4つの選択肢が設けられているが、答えにくいように感じられる。問19のように、「気になる」、「気にならない」、「分からない」の3つにした方が答えやすく、回答者の負担が少なくなると考えられる。

最後に、問25の「人権が尊重される社会」の実現に向けた思いに関する問いの選択肢の1番「なりゆきにまかせる」と選択肢の2番「誰かしかるべき人」と言う表現が非常に曖昧なように感じられ、「やさしい日本語」への置き換えや外国語への翻訳がしづらいように感じられる。

例えば「なりゆきに任せる」は、「自然に任せる」、「特に心配していない」といった表現に変え、「誰かしかるべき人」については、「適切な権限を持つ人」、「役割のある人」に変えてみると分かりやすいのではないかと思う。

事務局（人権施策推進課）

1点目について、問10はハンセン病やエイズなどのいわゆる既存の感染症について、問11は新しい感染症についてそれぞれ分けて聞きたいこととしてそれぞれ設問としているところ。感染症やエイズの教訓を胸に差別が起こらなければ良いのだが、実際は自分や知人などの目先の安全・安心を考えるがために、コロナ禍では差別が起こってしまった。県でも「感染症を考える月間」を11月に定めて啓発に努めていることから、問11については、少なくとももう1回は経年変化を捉えるために調査を行いたいと考えている。

2点目については、この設問についての他委員からの御意見と合わせて検討を行い、次回に案をお示ししたい。

3点目については、「やさしい日本語」は外国人だけではなく、日本人の高齢者や若い人も含めて誰にでも分かりやすくという御意見をいただいたので表現の修正を行っていきたい。

会長

皆様ありがとうございました。それでは、時間もあるので審議はここまでにさせていただきます。

◎閉会

(以上)